

坂田公認会計士事務所通信 12月号

お客様各位

平成 23 年 12 月 1 日

深冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

早いもので、今年も師走を迎え、皆様方におかれましてはお忙しい年の瀬を迎えられていることと思います。くれぐれも体調にはお気をつけください。

さて、今月の事務所通信は下記の 4 項目についてまとめました。

1. 年末調整の注意点
2. 労務管理～ダラダラ残業
3. 助成金～採用時の助成金
4. 今月のコラム～年末調整の際の 103 万円の壁

1. 年末調整の注意点

今年も年末調整の季節がやってきました。今年の変更点は下記の 3 点です。

- ① 扶養親族のうち、子ども手当の関係で 16 歳未満の扶養控除が廃止されました。ご注意頂きたいのは扶養控除等申告書には下の方に住民税に関する事項には 16 歳未満の扶養親族を記載する必要があります。これは住民税の方の 16 歳未満の扶養控除廃止が 1 年遅れとなるためです。
- ② 同居障害者に対する障害者控除加算額 35 万円が従来は障害者控除とは別枠であったものが、障害者控除に合算されていることです。ややこしいですが、同居障害者に対する控除額は総額では変わりません。
- ③ 住宅資金の貸付け等を会社から受けた場合の特例が廃止されました。

2. 労務管理～ダラダラ残業

景気低迷を背景に仕事量は減っているのに、残業代が減少しないことがあります。もしかすると従業員が残業代欲しさにダラダラと仕事を引き延ばして残業しているのかもしれない。

労働基準法では、会社の監督下であれば、休憩時間以外は労働時間と扱われてしまいますので、残業代の支払は拒否できません。更に、過度の残業の弊害は人件費の増加だけに留まらず、納期遅れや作業効率の低下など会社全体に与える悪影響は計り知れないものです。

では、ダラダラ残業を防止するための対策は

- ① 残業を事前許可制にすることで、許可のない残業は認めないようにする。
終業時間前に従業員より作業の進捗状況を聴取し、残業が必要ならばその理由を聞くなど、時間管理を強化していきましょう。
- ② 残業代と給与・賞与の支給財源をリンクさせる。
これは人件費として支払う財源の総量規制を行うことで、残業の多い従業員がいれば自分だけでなく他の従業員への配分が減る仕組みを作ることで、従業員間で残業に対するけん制が期待できます。
- ③ 残業の多寡を給与・賞与の査定項目にする。
会社にとって必要な人材とは、決められた期限内に高品質かつ低コストで働ける者ではないでしょうか。そうでない場合は給与・賞与の査定で悪くなるのは致し方ありません。
いずれにせよ、給与に関わることなので就業規則の変更をご検討下さい。

坂田公認会計士事務所通信 12月号

3. 助成金～採用時の助成金

大学生の就職内定率が10月1日現在では59.9%と相変わらず低く、就職難は続いております。

さて、中小企業では従来、新卒者採用よりも中途採用が多かったのですが、最近の就職難を背景に新卒者の採用を検討されている会社もあるかと思えます。

この新卒者採用に関しては政府からの助成金は出ませんが、卒業後3年以内の既卒者を採用する場合には助成金があり、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(80万円)は最大3か月のトライアル期間を設定し、その期間内で適性を判断できます。3年以内既卒者採用拡大奨励金(100万円)はトライアル期間がありません。

その他にも、年長フリーターなどを採用する場合でも助成金はありますが、ご注意頂きたいのは必ずハローワークを通じて求人を出すことです。知人の紹介などで採用してしまうと、助成金は支給されませんので。

なお、この就職内定率は最終時点の4月1日ではもっと上昇し、最低であった昨年度でも91%に達します。そのため、採用は急がなければいけません。

4. 今月のコラム～年末調整の際の103万円の壁

12月は年末調整で、給与計算が大変となりますが、この忙しい時期に、パートタイマーから休みたいと言われたことはないでしょうか。

これはパートタイマーの“103万円の壁”が関係しているのです。パートタイマーにとって給与収入が103万円以下であれば所得税が掛らないため、年末になると年間パート収入が103万円以下となるように出勤を調整するのです。特に、ご主人がサラリーマンの場合では、ご主人の会社から支給される配偶者手当が奥さんの所得がゼロであることが要件とされるケースが多いことも関係しているでしょう。(給与収入が103万円までは所得はゼロと扱われるのです。)

但し、ご注意いただきたいのは103万円の壁とは所得税(国税)の話であって、市町村に支払う住民税(地方税)の非課税限度額は通常103万円より低く、私が住む三田市では98万円ですので、98万円を超えると10%の地方税が掛ることに留意して下さい。しかも、現在は所得が少ない内は国税が5%であるのに対して地方税は10%と税率が高いため、むしろ、地方税の非課税限度額にも注意が必要なのかもしれません。

会社としては年末の忙しい時期に休まれては困るし、パートタイマーとしても働きたいため、苦肉の策として“瓜二つの妹”が代りに働きに来ることがあるようです。“瓜二つの妹”が結婚して苗字が変わってれば、なお都合がいいようです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>